

消防予第 525 号  
令和 8 年 1 月 30 日

各都道府県消防防災主管部長  
東京消防庁・各指定都市消防長

} 殿

消防序予防課長  
(公印省略)

### 令和 8 年春季全国火災予防運動の実施について

令和 8 年春季全国火災予防運動については、令和 8 年 1 月 30 日付け消防予第 523 号により実施要綱を定め、各都道府県知事等あてに消防庁長官から通知したところですが、当該実施要綱に掲げる重点項目等の実施にあたり参考になると考えられる事項を、別添のとおりとりまとめましたので送付します。

なお、前回実施した令和 7 年秋季全国火災予防運動期間において実施された行事等については「令和 7 年秋季全国火災予防運動の実施結果について」(令和 8 年 1 月 6 日付け事務連絡) のとおりですので、これらを参考としながら各地域の実情に応じた効果的な運動の実施について検討いただきますようお願いします。

また、各都道府県又は消防本部において実施した行事等の中で、他の参考として周知を希望する取組等があれば、消防庁予防課予防係 (yobouka-y@ml.soumu.go.jp) まで、電子メールで情報提供をお願いします。情報提供の形式は問いませんが、参考様式を添付しますので適宜御活用下さい。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の各市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対しても、この旨周知していただきますようお願いします。

## 令和8年春季全国火災予防運動実施要綱の運用について

※下線は今季新たに追加した項目を示す。

### I 重点推進項目

#### 1 住宅防火対策の推進

住宅火災における死者数は近年減少傾向であったが、令和3年より増加に転じ、令和6年の死者数は、2年連続で1,000人を超えることとなった。死者数を年齢別で見ていくと、65歳以上の高齢者が7割を超える割合で推移している。死に至った経過を見ると逃げ遅れが半数近くを占めていることから、高齢世帯での火災の早期覚知と出火防止対策が非常に重要である。

また、令和7年11月に大分市佐賀関で発生した大規模火災では、木造住宅が密集する地域で延焼が急速に拡大し、187棟が焼失する甚大な被害となった。このような被害を防ぐため、地域ぐるみの防火対策が重要である。

なお、周知広報活動等の実施に当たっては、別紙1「住宅防火 いのちを守る 10のポイント」等を活用されたい。

##### (1) 住宅用火災警報器の設置及び適切な維持管理

住宅用火災警報器の設置については、住宅火災による死者数が減少するなどの効果が現れているところであり、未だ設置率の低い地域を管轄する消防本部については、重点的に設置促進を図られたい。

住宅用火災警報器の維持管理に当たっては、設置後10年を経過するものが増加し（令和7年6月1日時点の調査で約3割）、電池切れ等により火災時に適切に作動しなくなる割合が増加していくことが懸念されるため、点検実施の促進、電池切れの警報音が鳴った場合の交換の徹底など、具体的な維持管理を行うための働きかけが重要である。

また、木造密集市街地においては、火災の早期覚知と近隣への迅速な周知が被害拡大防止に不可欠であるため、屋外警報装置付き住宅用火災警報器の設置促進を図られたい。

住民への広報周知に当たっては、消防庁が作成する広報用映像及びリーフレット等も活用されたい。

##### (2) 安全装置付きの火気使用器具及び消火器具の普及促進

住宅における出火防止や初期消火の対策には、安全装置が設置されている暖房器具、調理器具等の使用や、住宅用消火器、エアゾール式簡易消火具等の設置が有効であると考えられることから、これらの普及について積極的に推進することが重要である。

### (3) 電気火災の危険性に係る広報の実施

住宅火災件数を出火源別に見たとき、電気に起因する火災は増加傾向にあり、令和6年中では最も多くなっている。特に、「住宅における電気火災に係る防火安全対策検討会報告書」（令和6年3月28日付け消防庁報道発表）で示したとおり、電気火災の約8割は電気器具の不適切な使用、維持管理不良によるものであることから、製品の取扱説明書に従い、正しく使用・管理することについて、消防庁が作成する広報用映像も活用しつつ、注意喚起することが重要である。

また、リチウムイオン電池に起因する住宅火災の予防について、II 2(1)を参考として、注意喚起をすることが重要である。

### (4) たばこ火災に係る注意喚起広報の実施

住宅火災による死者数を出火源別に見たとき、令和6年中で最も多いのがたばこであることから、たばこ火災の危険性に係る周知や注意喚起広報を実施していくことが必要である。

なお、広報周知に当たっては、別紙2「たばこ火災防止キャンペーン」リーフレット等を活用されたい。

### (5) 防炎品の周知及び普及促進

住宅における出火防止や出火した際の拡大防止の対策として、カーテンやじゅうたんに防炎物品を、また、寝具や衣類等に防炎製品を使用することを積極的に推進することが重要である。

## 2 地震火災対策の推進

### (1) 地域における火災予防の推進

ア 大規模地震発生時には、火災が同時に多くの場所で発生するおそれがあること、消防力の不足、津波警報等により消火活動が困難な状態となること等から、木造密集市街地などでは大規模な火災につながる危険性が高くなる。このため、地震火災の予防が極めて重要であり、家具転倒防止対策をはじめ、耐震自動消火装置の付いた火気設備、住宅用火災警報器や防炎品、住宅用消火器等の普及を図る必要がある。

イ まちぐるみでの消火器等を用いた初期消火や飛び火警戒の訓練、シミュレーションやDIG (Disaster Imagination Game, 災害図上訓練) を用いた防災訓練など、地域における防災教育を通じ、住民の防災意識の向上を図る必要がある。

ウ 上記ア及びイの広報啓発に当たり、別紙3「地震火災を防ぐポイント」及び別紙4「地震による電気火災対策を」を適宜活用されたい。

### (2) 感震ブレーカーの普及推進

近年の大規模地震においては、電気に起因する火災が多く発生していることから、地震時の電気火災リスクを低減するため、感震ブレーカーの普及を推進する必要がある。

これに当たり、「感震ブレーカーの普及推進に関する計画の策定等について」（令和7年3月28日付け消防予第140号）を踏まえ、木造密集市街地や津波浸水想定区域等の火災・延焼危険性が高い地域をはじめとして、感震ブレーカーの普及推進に向けた具体的な計画を策定し、着実に取組を進めていくことが重要である。

また、住民への広報周知に当たっては、消防庁が作成する広報用映像及びリーフレット（別紙5）等も活用されたい。

なお、地方公共団体が行う感震ブレーカーの普及啓発に要する経費については、特別交付税措置の対象とされていることに留意されたい。

### 3 林野火災予防対策の推進

林野火災は例年、春先に増加する傾向にあり、令和7年2月には、岩手県大船渡市、3月には岡山県岡山市や愛媛県今治市など大規模林野火災が相次いで発生した。消防庁では、「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策の方に関する検討会報告書」（令和7年8月26日消防庁報道発表）を踏まえ、「林野火災の予防及び消火活動について」（平成15年10月29日消防災第206号）の改正等を行ったところである。

これらのことと踏まえ、令和8年1月から全国で順次運用が始まられている林野火災警報・注意報の的確な発令をはじめ、林野火災予防対策を強力に推進することが必要である。

#### (1) 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚

林野火災は、発生原因の大半がたき火、火入れ、放火（疑いを含む）等の人為的な要因によるものであること等を踏まえ、林野周辺住民や入山者等に対して、その対象者に応じた火気の適切な使用などの火災予防の広報・啓発等を実施するとともに、関係機関と連携して取組を推進し、防火意識の高揚を通じた林野火災予防の徹底を図ることが重要である。

なお、広報周知に当たっては、別紙6「ルール・マナーを守って STOP 山火事！」リーフレット等を活用されたい。

#### (2) 林野火災注意報・林野火災警報の的確な発令と警戒パトロール

林野火災注意報や林野火災警報の的確な発令・周知、たき火の届出等を通じた防火指導等により、林野火災予防の実効性を高めることが重要である。

特に、林野火災警報が発せられたときは、火入れ・たき火の禁止等、火災予防条例に定める火の使用制限の徹底を図るとともに、監視及び広報パトロ

一連の実施などを通じて出火防止に努めることが重要である。

(3) 全国的な少雨時の注意喚起

林野火災の発生が多い1月から5月までの間、林野火災予防に資するため、気象庁において記録的な少雨の状況となっている地域に「少雨に関する気象情報」を発表する取扱いが本年1月から開始された。特に当該情報が発表された地域においては、林野における乾燥も鑑みた火の取扱いへの注意喚起に努めることが重要である。

(4) 火入れに際しての手続等の徹底

火入れの相談があった場合又は情報を入手した場合は、関係行政部局と連携を密にし、関係者に対して森林法（昭和26年法律第249号）第21条第1項本文に規定する市町村長の許可を受けて、その指示に従うよう指導とともに、火災予防及び火災の警戒上必要な措置について徹底を図るよう指導することが重要である。

(5) 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

林野所有者等に対し、林野の適切な管理及び監視活動の徹底を図るよう指導を強化するとともに、林野関係者と連携を密にし、地域の実情に即した火災予防対策を講じるよう努めることが重要である。

## II 推進項目

### 1 防火対象物等における防火安全対策の徹底

(1) 防火対象物の用途等に応じた防火安全対策の徹底

ア 飲食店における防火安全対策の徹底

近年、飲食店における火災件数は減少傾向であったが、令和3年から増加傾向である。飲食店では、こんろ等の火気設備からの出火が半分以上を占めており、その主な要因は火気を使用している場所から離れている間に出了したものである。また、調理油や壁・天井等に付着した油分等に急速に延焼拡大する場合が多く、水による初期消火は困難である。

これらのことから、火災予防条例（例）（昭和36年11月22日付け自消甲予発第73号）に定めるとおり、飲食店の厨房設備の適切な使用・維持管理を徹底し、出火防止を図る必要がある。

また、「木造飲食店等が密集する地域に対する防火指導について」（令和4年8月26日付け消防消第301号・消防予第423号）で通知しているとおり、火災が発生した場合に大規模な被害につながる危険性の高い地域においては「重点防火指導対象地域」に指定するとともに、同地域において、住民、自治会及び商店街組合等の地域関係者と連携し、重点的な防火指導を図られたい。

なお、周知広報活動の実施に当たっては、広報資料（別紙7）等を適宜活用されたい。

#### イ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底

旅行者等、建物の避難経路等に不案内の者が多数宿泊する施設においては、夜間を想定した施設の実情を踏まえた避難訓練の実施、避難経路や防火戸等の避難管理の徹底等を図ることが重要である。

また、いわゆる適マーク制度（平成25年10月31日付け消防予第418号）を活用して、防火安全上重要な建築構造等を含めた法令への適合性を利用者に情報提供し、防火安全体制の確立を図ることが重要である。

なお、施設従業員が不在となるホテル・旅館等については、「関係者不在の宿泊施設における防火安全対策ガイドラインについて」（令和7年3月28日付け消防予第135号）を活用し、利用者の避難安全の確保等を徹底されたい。

#### ウ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底

有床診療所及び病院は、夜間限られた職員で入院患者の対応をしているため、火災時の適切な対応が難しいことが想定される。このような状況下において、適切に対応するためには、「有床診療所等における火災時の対応指針」（平成27年7月有床診療所・病院火災対策報告書）や、「自力避難困難な者が利用する施設における一時待避場所への水平避難訓練マニュアル」（平成30年3月30日付け消防予第258号）を活用し、実践的な訓練指導を行うことが重要である。

また、消防法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第333号）により、新たにスプリンクラー設備の設置が義務付けられた既存の病院及び診療所のうち、未だ基準に適合していない防火対象物に対しては、時機を失すことなく是正を図ることが重要である。

#### エ 高齢者や障害者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底

小規模福祉施設のうち、避難時に介助が必要な入居者が多い施設や夜間ににおいて入居者に対する職員の配置が少數である施設では、火災が発生した際に避難完了まで時間がかかることが想定される。

このような施設においては、人命安全確保のため、早期の火災覚知体制及び避難誘導介助体制の確保とともに、消防法令遵守の徹底が特に重要であり、福祉部局、建築部局等の関係行政機関との連携強化に努めることが重要である。

また、避難誘導介助体制については、一時避難場所への水平避難を含め、施設職員が自らの体制を検証する形での消防訓練の実施を推進することが

重要である。

オ　外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導等に係る取組の推進

多数の外国人来訪者や障害者等の利用が想定される場所においては、利用者の特性に配慮した災害情報の伝達及び避難誘導が特に求められる。このため、「「外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に関するガイドライン」等の改訂について」（令和7年1月30日付け消防予第31号）に基づき、利用者の様々な特性に応じた対応等を推進していくことが重要である。

カ　直通階段が一つの防火対象物に対する防火管理及び消防法令違反是正指導の徹底

直通階段が一つの防火対象物は、火災時の避難について構造上のリスクを抱えているため、関係者に対し、「「直通階段が一つの建築物向けの避難行動に関するガイドライン」の改訂について」（令和6年4月11日付け消防予第189号）を活用し、実践的な訓練指導を図られたい。

また、全国火災予防運動の機会を捉えて、直通階段が一つの防火対象物が集中する市街地等の防火対象物について、重点的に立入検査を実施し、消防法令の遵守を徹底することが重要である。

キ　大規模な倉庫、駐車場等における防火安全対策の徹底

倉庫には大量の可燃物が保管されており、駐車場には燃料や樹脂製部品等の可燃物が存在することから、出火した場合に、延焼拡大しやすい傾向にある。このため、平素からの火気、可燃物の管理が重要であり、火災が発生した場合には、従業員等が躊躇することなく適切な通報を行うとともに、消防用設備等により迅速かつ適切に初期消火を行うことが非常に重要である。

また、近年、従業員数が多い倉庫や、ロボット技術により作業の自動化を行う倉庫など、様々な特徴を持つ大規模倉庫が増えていることから、「大規模倉庫における効果的な防火管理に関するガイドラインについて」（令和7年3月28日付け消防予第134号）を活用し、実効性のある防火安全対策の構築について指導されたい。

ク　文化財建造物等の防火安全対策の徹底

国宝・重要文化財（建造物）等における防火体制の充実に向けて、消防庁では、訓練の実施方法を具体化した「国宝・重要文化財（建造物）等に対応した防火訓練マニュアル」を作成しているところであり、文化財等の関係者に対し、当該マニュアルに基づく実践的な訓練の実施を推進されたい。

また、工事等の際の出火防止対策等について、「文化財建造物等の防火

対策に係る注意喚起等について」（令和6年7月12日付け事務連絡）を踏まえ、文化財建造物等の関係者に徹底を図られたい。

#### ケ 発電施設における防火安全対策の徹底

バイオマス発電施設や太陽光発電施設の普及が進んでいるが、これらの施設については、存置されている可燃物や設備等の特性上消火が難しいことから、「バイオマス発電のため指定可燃物として木質ペレットを貯蔵等する施設における自主保安の徹底について」（令和6年2月20日付け消防危第36号）や、「電気施設等における警防活動時等の留意事項について」（令和6年4月26日付け消防消第122号、消防予第234号、消防危第119号）を踏まえた対応を推進することが重要である。

#### (2) 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進

火災予防上の対応の必要性が高い防火対象物に対し、「立入検査標準マニュアル」（令和5年3月16日付け消防予第175号）を踏まえ、重点的な立入検査を実施することが重要である。

また、当該防火対象物については、消防本部及び消防署が連携して確実な違反処理体制を構築し、消防法令違反の是正状況について進捗管理を行うことが重要である。

なお、消防法令違反を覚知した場合は、「違反処理標準マニュアル」（令和7年10月16日付け消防予第470号）を踏まえ、早期の違反是正を指導し、指導に従わない場合は、躊躇することなく警告、命令等の厳格な措置を実施することが重要である。

## 2 製品火災の発生防止に向けた取組みの推進

自動車等や電気用品及び燃焼機器など、火災の発火源となることが多い身近な製品について、適切な使用・維持管理の推進及び誤使用による火災の防止を呼び掛けるとともに、各関係機関から発信される情報を注視し、注意喚起情報を発信することが効果的である。

特に「令和6年中に発生した製品火災に関する調査結果」（令和7年7月1日付け事務連絡）で示したとおり、バッテリー及びバッテリーを含めた電気用品の割合が高いことから、リコール情報を広く発信する等、製品に起因する火災の再発防止を呼びかけることが重要と考えられる。

#### (1) 充電式電池に関する注意喚起

近年、リチウムイオン電池等の充電式電池に起因する火災が増加傾向にある。こうした充電式電池に起因する火災の予防に当たっては、PSEマーク等が付された製品の購入、使用時の取扱説明書の遵守、電池の膨張などの異常が生じた場合の使用中止等の措置が有効である。

また、消防庁では、関係省庁と連携しリチウムイオン電池による火災の防止等を図るため、別紙8のリチウムイオン電池総合対策パッケージを取りまとめたところである。各消防本部においてもそれぞれの地域の関係機関と適宜連携し、住民に対し注意喚起を図られたい。

なお、広報周知に当たっては、別紙9「ゆるサイと 火災・防災 再かくにん！」リーフレット等を活用されたい。

#### (2) ガストーチバーナーに関する注意喚起

近年、燃焼機器に係る製品火災においては、ガストーチバーナーに起因するものが多く発生し、接続部からのガス漏れや異常燃焼が原因で火災が発生している。

ガストーチバーナーによる火災については「ガストーチの安全な使用に関する調査の実施結果について」（令和3年3月18日付け事務連絡）を参考として注意喚起を図られたい。

### 3 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底

地域のイベント、祭り等の多数の者が集合する催しにおいては、火災が発生すると被害が甚大となるおそれがあることから、多数の者が集合する催しの開催を把握した際は、「多数の観客等が参加する行事に対する火災予防指導等の徹底について」（平成25年8月19日付け消防予第321号・消防危第155号）、「多数の者が集合する催しにおける照明器具に係る火災予防指導等について」（平成28年11月9日付け消防予第337号）を参考として注意喚起を図られたい。

### 4 乾燥時及び強風時の火災に対する警戒の強化

乾燥時及び強風時には、出火及び火災拡大の防止のため、広報車や防災行政無線等を活用した火災予防の呼びかけとともに、水利の確認や、木造建築物の密集する地域等の、延焼拡大の危険性が高い地域を中心とした巡回を行うなど、火災に対する警戒を強化することが必要である。

### 5 放火火災防止対策の推進

#### (1) 放火火災に対する地域の対応力の向上

放火されない環境づくりを推進するためには、地域住民一人ひとりが放火火災に対する注意を心がけるとともに、行政機関、関係団体、事業所、町内会と住民が一体となって、放火火災対策に取組むことが重要である。

具体的な対策として、屋外に可燃物を放置しないことや、自動車等のボディカバーに防炎品を使用することが効果的であることを積極的に情報提供

するとともに、放火が多発している地域では、関係機関と情報共有を図る等連携し、住民への注意喚起や巡回等により警戒を強化することが重要である。

(2) ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底

ガソリンを用いた放火火災の発生抑止を図るために、「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」（令和元年12月20日付け消防危第197号）を参考に、顧客の本人確認、使用目的の確認及び販売記録の作成を行うことが重要である。

### III 周知広報活動等について

火災予防運動の周知広報活動等の実施に当たっては、次の事項の実施が火災予防思想の普及に効果的であると考えられる。

#### 1 消防庁

- (1) 関係省庁・関係団体への協力依頼、各都道府県への本運動の周知
- (2) 各種メディアや広報媒体を通じた広報

#### 2 都道府県

- (1) 関係部局・関係団体への協力依頼、各市町村への本運動周知
- (2) 各種メディアや自治体広報誌等の広報媒体を通じた広報

#### 3 市町村

(1) 関係部局・関係団体への協力依頼

要配慮者のうち、特に一人暮らしの高齢者等で要介護状態にある者等、緊急事態に自ら行動することが困難な者について、自主防災組織、福祉関係部局又は地域の福祉協力者等が地域単位で協力・連携して情報を把握するとともに、地域が主体となって各種対策に取組むことが効果的である。

(2) 自治体広報誌等の広報媒体を通じた広報や、その他各種媒体を積極的に活用した広報

住宅防火の推進に係る広報の実施は、各地域の具体的な火災危険性を周知して地域住民の理解を促しつつ、各種メディアや地域密着型の広報誌等を積極的に活用するとともに、町内会・自治会等の地域の会合を活用することが効果的である。

また、販売店と連携して感震ブレーカー、住宅用火災警報器、防炎品や住宅用消火器などの広報活動に取組むことも効果的である。

(3) 消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等との連携

住宅防火の推進に当たっては、地域の消防団、女性防火クラブ及び自主防災組織等と連携して防火訪問等を行うことにより、地域住民の防火・防災に関する知識の習得や意識の向上を図ることが効果的と考えられる。

# 住宅 防火

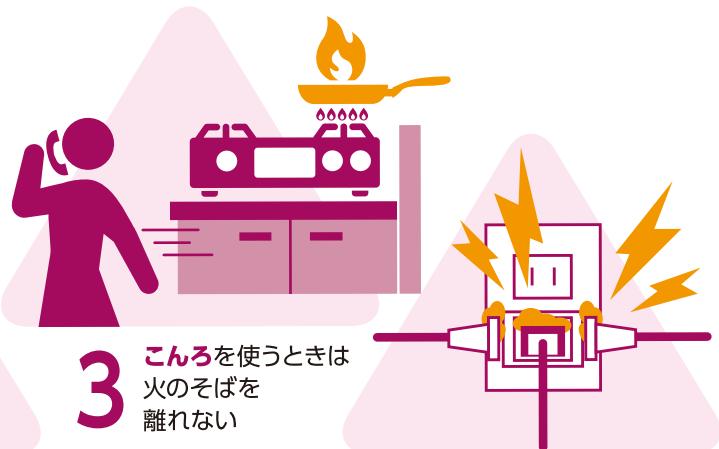
# いのちを守る10のポイント

## 4つの習慣



1 寝たばこは絶対にしない、させない

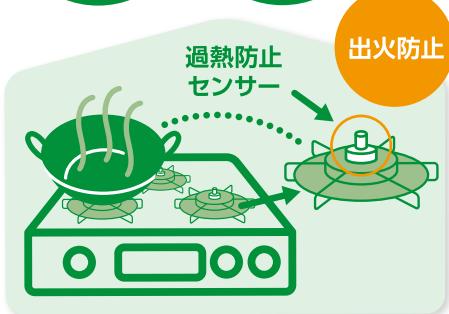
2 ストーブの周りに燃えやすいものを置かない



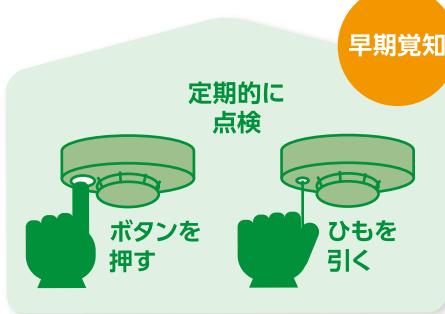
3 こんろを使うときは火のそばを離れない

4 コンセントはほこりを清掃し、不必要的プラグは抜く

## 6つの対策



1 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する



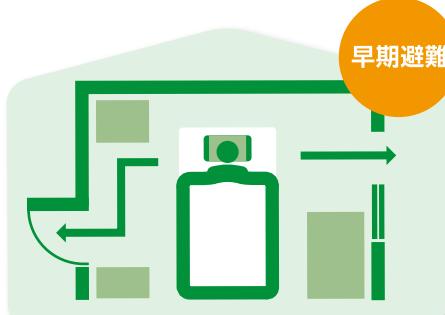
2 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する



3 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防炎品を使用する



4 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく



5 お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく



6 防火防災訓練への参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

寝たばこを  
やめるのも、  
とめるのも、  
愛情です。

## めぞん一刻

©高橋留美子/小学館

大切な方に、  
「寝たばこ火災に要注意！」  
の声かけを。

# たばこ火災防止キャンペーン

ストップ!  
寝たばこ

寝たばこ火災を防ぐ三ヵ条

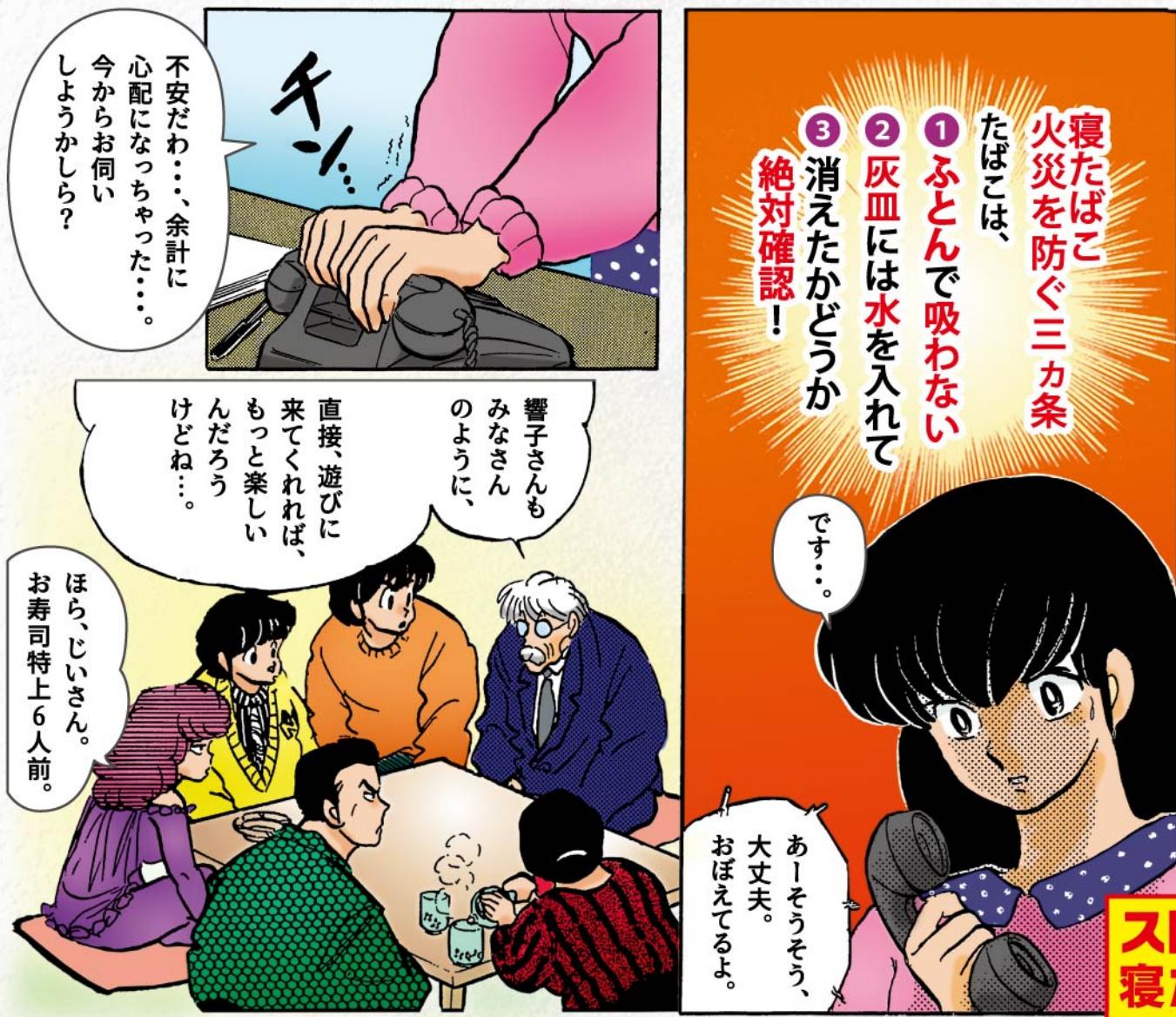
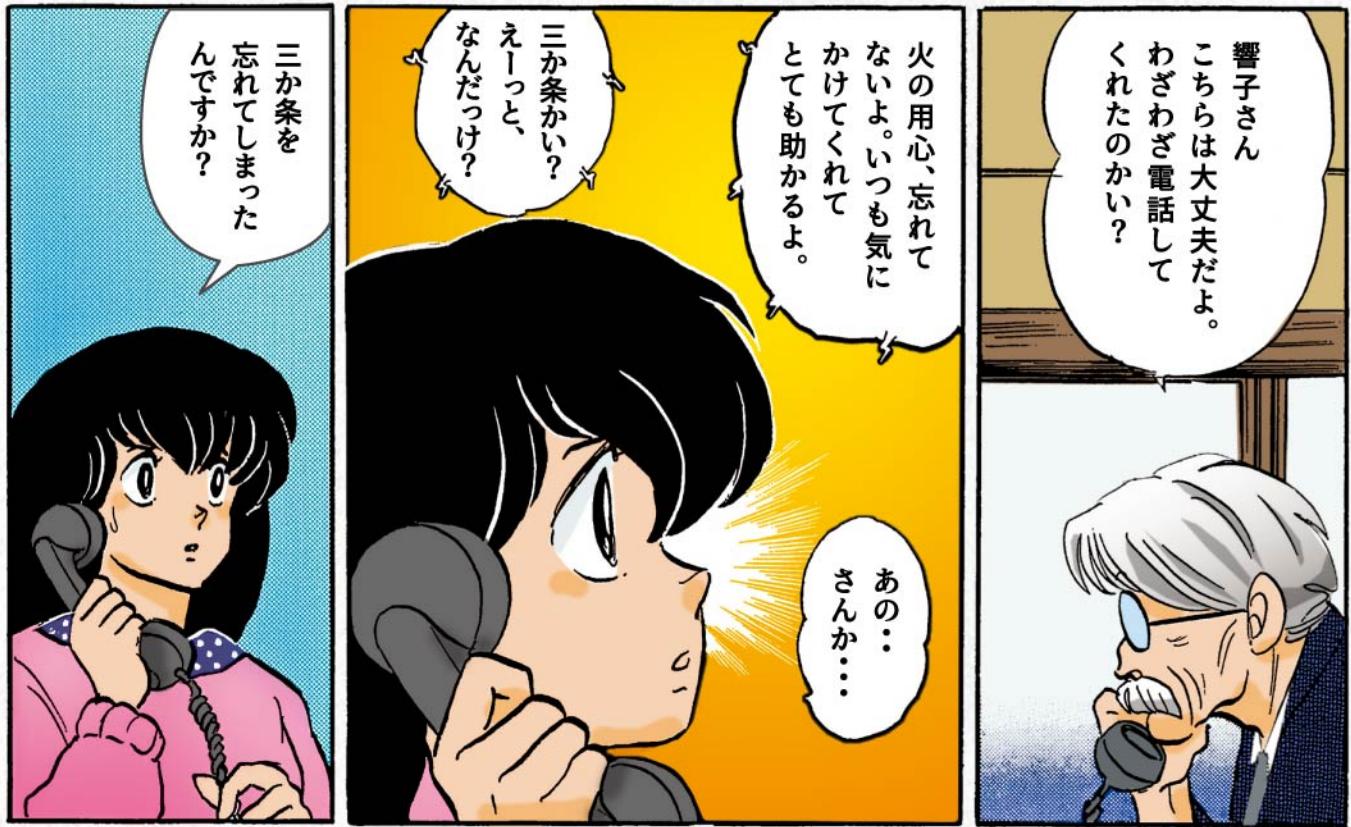
たばこは、

- ① ふとんで吸わない
- ② 灰皿には水を入れて
- ③ 消えたかどうか  
絶対確認！



# 寝たばこ注意も対面希望の巻

STOP!  
寝たばこ



寝たばこ、あなたも気をつけて。

たばこ火災防止キャンペーン

後援: 消防庁 全国消防長会  
制作: 一般社団法人日本たばこ協会

消防署からのお知らせです

# 地震火災を防ぐポイント

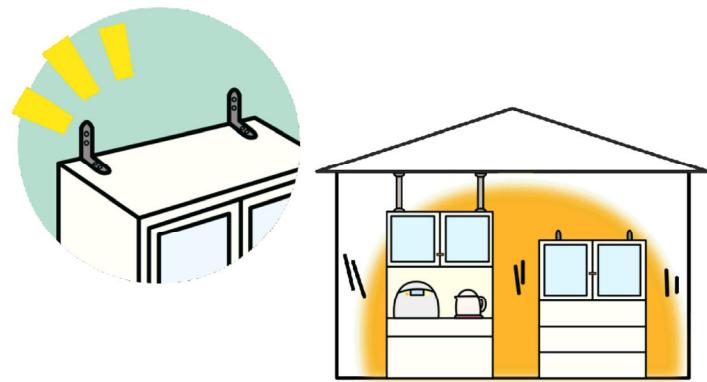
## 地震火災対策きちんと出来ていますか？

### 事前の対策

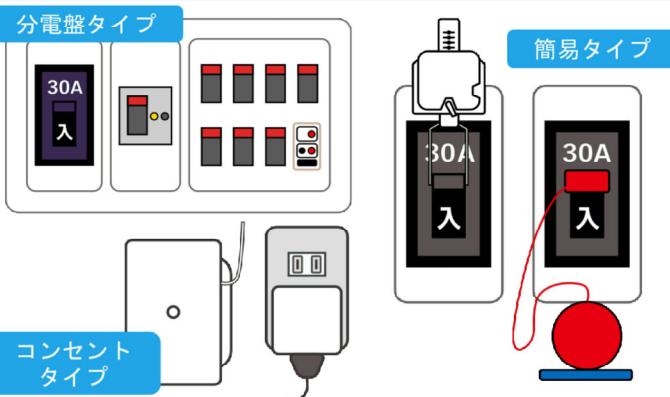
住まいの耐震性を確保しましょう



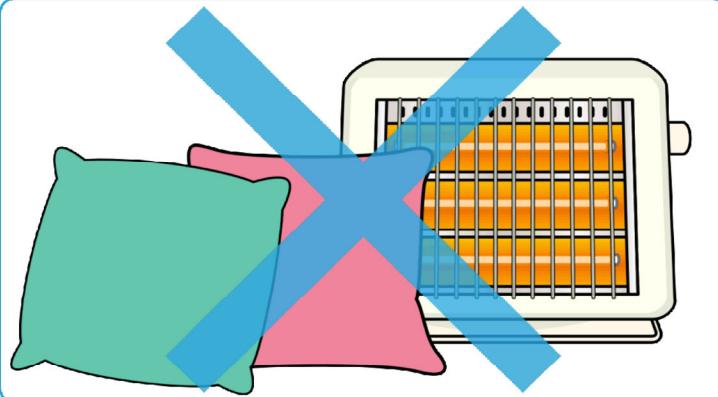
家具等の転倒防止対策（固定）を行いましょう



感震ブレーカーを設置しましょう



ストーブ等の暖房機器の周辺は整理整頓し、可燃物を近くに置かないようにしましょう



住宅用消火器等を設置し  
使用方法について確認しましょう



住宅用火災警報器を設置しましょう



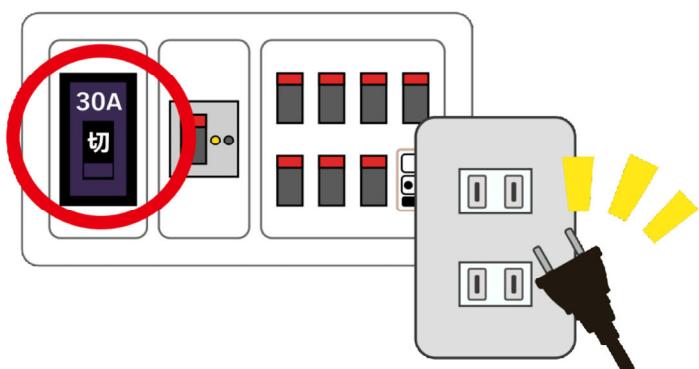
※交換の際は連動型住宅用火災警報器などの付加的な機能を併せ持つ機器へ交換しましょう

※設置場所については市町村条例で定められています。

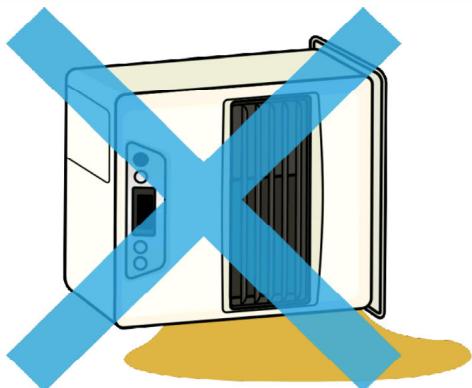


## 地震直後の行動

停電中は電気器具のスイッチを切るとともに、電源プラグをコンセントから抜きましょう  
避難するときはブレーカーを落としましょう



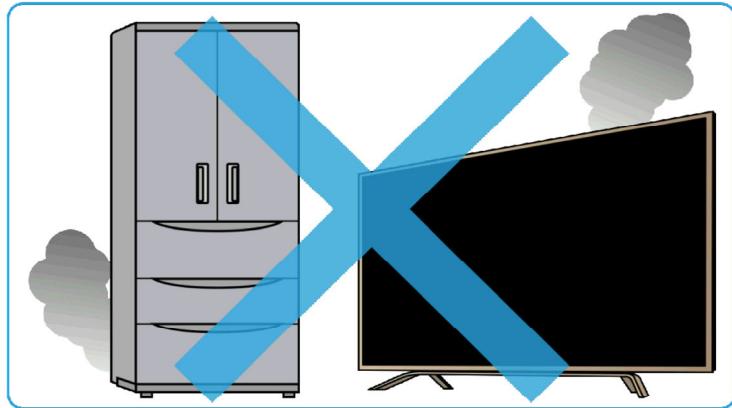
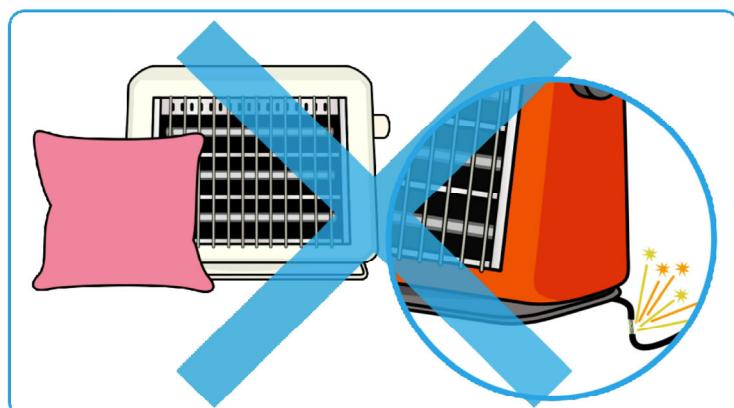
石油ストーブや石油ファンヒーターからの油漏れの有無を確認しましょう



## 地震発生からしばらくして（電気やガスの復旧、避難からもどったら）

ガス機器、電気器具及び石油器具の使用を再開するときは、機器に破損がないこと、近くに燃えやすいものがないことを確認しましょう

再通電後は、しばらく電気器具に異常がないか注意を払いましょう（煙、におい）



## 日頃からの対策

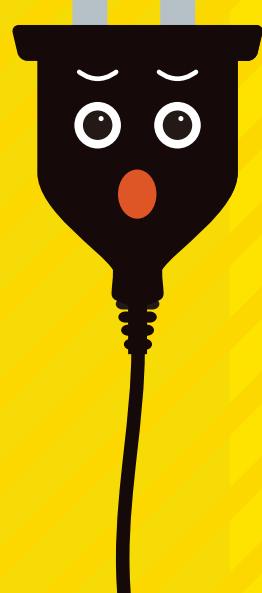
消防団や自主防災組織等へ参加しましょう

地域の防災訓練へ参加するなどし、発災時の対応要領の習熟を図りましょう



## お問い合わせ先

今すぐ  
対策を!

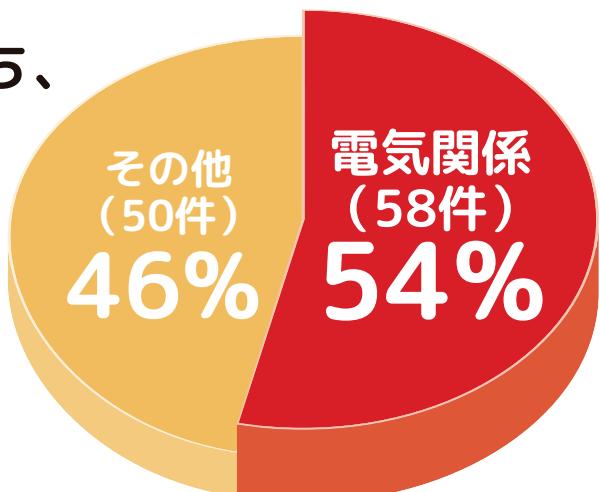


# 地震による 電気火災 対策を!

かんしん  
**感震ブレーカー**  
が効果的です！

東日本大震災における本震  
による火災全111件のうち、  
原因が特定されたものが  
108件。

そのうち過半数が  
電気関係の出火でした。



※日本火災学会誌「2011年東日本大震災 火災等調査報告書」より作成

詳しくは裏面をご覧ください！▶



## 地震が引き起こす電気火災とは？

地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災のことです。

### ⚠ 「電気火災の事例（その1）」

地震で本棚が倒れ、雑誌が電気ストーブ周辺に散乱。▶ 停電した状態から通電し、ストーブが作動。▶ 紙類に着火  
火災が発生。



### ⚠ 「電気火災の事例（その2）」

家具が転倒し、「電気コード」が下敷きや引張で損傷。▶ 通電の瞬間、コードがショート。▶ 散乱した室内で、近くの燃えやすいものに着火。



## 感震ブレーカーとは？

感震ブレーカーは、地震を感知すると自動的にブレーカーを落として電気を止めます。

### 【感震ブレーカーの種類】

分電盤タイプ（内蔵型）	分電盤タイプ（後付型）	コンセントタイプ	簡易タイプ
分電盤に内蔵されたセンサーが揺れを感じ、ブレーカーを落として電気を遮断。	分電盤に感震機能を外付けするタイプで、漏電ブレーカーが設置されている場合に設置可能。	コンセントに内蔵されたセンサーが揺れを感じ、コンセントから電気を遮断。	ばねの作動や重りの落下によりブレーカーを落として、電気を遮断。
約5~8万円（標準的なもの）	約2万円	約5,000円~2万円	3,000円~4,000円程度
電気工事が必要	電気工事が必要	電気工事が必要なタイプと、コンセントに差し込むだけのタイプがある	電気工事が不要

（注）住宅分電盤の種類に適した製品をお選びください。



感震ブレーカーを設置して  
電気火災から「家」・「地域」を守ろう。

### 【この資料に関する問い合わせ先】

経済産業省商務情報政策局商務流通保安グループ電力安全課  
〒100-8901 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

TEL (03)-3501-1742

経済産業省ホームページ

[http://www.meti.go.jp/policy/safety\\_industrial\\_safety/oshirase/2015/10/270105-1.html](http://www.meti.go.jp/policy/safety_industrial_safety/oshirase/2015/10/270105-1.html)

内閣府ホームページ

<http://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/denkikasaitaisaku/index.html>



# 今、備えよう。 大規模地震時における 電気火災対策

地震による火災の過半数は  
電気が原因です。



過去の大地震では建物の倒壊だけでなく、火災の被害が多く発生しています。東日本大震災による火災では、上のグラフのとおり、原因の特定されたもののうち過半数は電気に起因したものでした。

<認証マーク・推奨マーク>

## 電気火災対策には感震ブレーカーが効果的です。

感震ブレーカーは震度5強相当の地震を感じて、電気を自動で遮断します。

感震ブレーカーには分電盤タイプ（内蔵型）、分電盤タイプ（後付型）、コンセントタイプ、簡易タイプがあります。

性能評価を受けた製品には、認証マークや推奨マークが表示されています。商品を選ぶときの参考にしましょう。

また、感震ブレーカーの設置には自治体によって補助制度もありますので、ホームページ等を確認し、問い合わせてみましょう。



### 分電盤タイプ（内蔵型）

分電盤に感震遮断機能が内蔵されています。地震が発生し、大きな揺れを感じると、ブザー音になります。夜間の避難などを考慮し、すぐには電気を遮断しない機能を持つ機種もありますが、その場合には感知して一定時間後、ブレーカーが落ち、電源を遮断します。設置には電気工事が必要です。



### 分電盤タイプ（後付型）

既設の分電盤に後から設置できる後付型です。設置には電気工事が必要となります。また、分電盤の形状や種類によって、取付けが可能なものと不可能なものがあるので確認が必要です。



### コンセントタイプ

内蔵されたセンサーが地震を感じるとコンセントからの電気を遮断します。電気が遮断されるのはこのコンセントに接続された家電のみですので、特に出火の危険性の高い電熱器具が接続されているコンセントを中心に設置すると効果的です。避難用の照明や在宅用医療器具等、地震時ににおいても電力供給が必要な機器への電力供給を継続することができます。コンセントタイプには差込型の他に埋込型もあります。



### 簡易タイプ

地震の振動で主幹ブレーカーをOFFに切り替えます。バネで動作するものや、おもりで動作するもの等があります。バネで動作するものは地震を感じると、中のバネの力でバンドが作動し、物理的に主幹ブレーカーをOFFにします。おもりで動作するものは、地震の振動でおもりが落ち、つながったひもで主幹ブレーカーをOFFにします。



# どうして電気から火災が発生するのでしょうか。

地震が引き起こす電気火災とは、地震の揺れに伴う電気機器からの出火や、停電が復旧した時に発生する火災のことを言います。例えば以下の場合があります。

- 地震の揺れで電気ストーブが転倒したり、ストーブに落ちた洗濯物から出火する。
- 家具が転倒し、その下敷きで断線した電気コードがショートして出火する。
- 水槽が転倒し、水槽用のヒーターが燃える物に触れて出火する。



## 電気火災対策と合わせて取り組みましょう

建物の耐震化や家具の転倒防止に取り組む、暖房器具は耐震自動消火装置付のものにするといった対策や、自宅には住宅用火災警報器や消火器を備え、火が小さいときは初期消火をするようにしましょう。

家具の転倒防止



消火器



耐震自動消火装置付



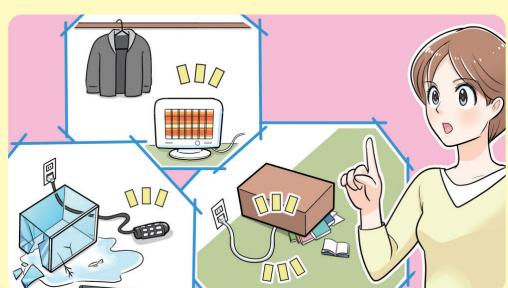
## 感震ブレーカー設置後は電気が止まっても困らないための対策を

感震ブレーカーが作動すると停電となります。夜間の避難に備えて、停電時に作動する足元灯や懐中電灯等の照明器具を常備し、照明を確保しましょう。また、自宅に医療用機器等を設置している場合は、停電に対処できるようにバックアップ電源を確保しましょう。

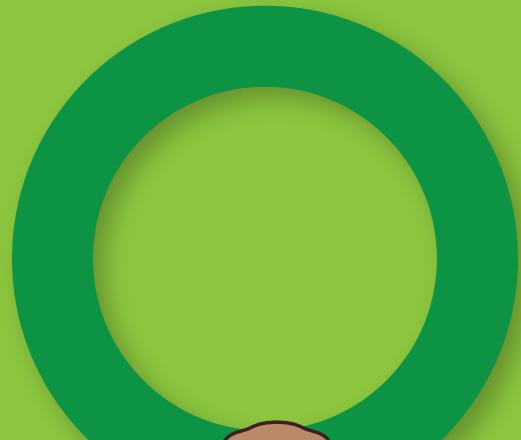


## 電気の使用を再開する際の注意点

揺れが収まった後に電気の使用を再開する際には、ガス漏れ等が発生していないことを十分に確認しましょう。機器の周囲に可燃物がないか、機器やコンセントに水がかかっていないかなど、建物内の電気製品の安全確認を行い、万一の出火に備えて消火器等を準備した上で復電しましょう。また、復電後は、焦げたにおい等の火災の兆候がないか十分に注意し、異常を感じた場合は電気の使用を中止してください。



# ルール・マナーを守って STOP山火事!



キャンプ場でたき火を楽しむ際は、**直火ではなく、必ずたき火台を使用**しましょう。  
**水バケツ等**を準備するなど、**いつでも消火**を行えるようにしましょう。



**野焼き**は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により**原則禁止**されています。  
例外的に行う場合でも、**乾燥、強風時**は行わないようにしましょう。

例外：農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われるもの

# 屋外での火の使用時は林野火災に注意!

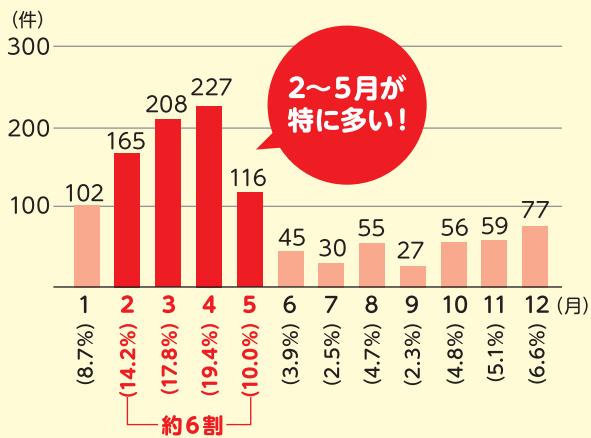
林野火災(山火事)の多くは、火の不注意な取扱いが原因です。

林野火災は急激に広がります。

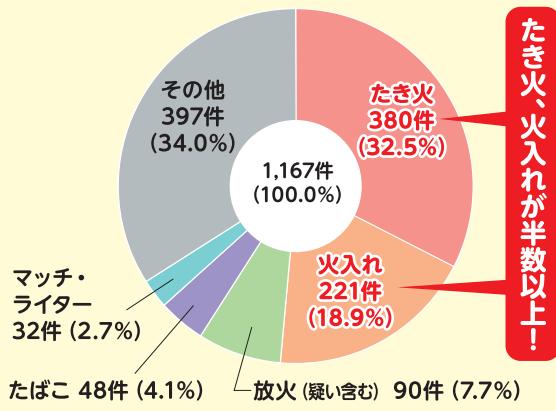
屋外で火を使うときは、次のことに気を付けましょう。



林野火災の月別出火件数 (令和2年～6年の平均)



林野火災出火原因 (令和2年～6年の平均)



※平均値及び割合は四捨五入したものであり、割合が合わないものがある。

## 林野火災注意報・警報が始まります!

乾燥・少雨により林野火災が発生・延焼しやすい時は「林野火災注意報」が、さらに強風が重なり、林野火災が大規模化しやすい時は「林野火災警報」が市町村長により発令されます。

注意報の発令中は、たき火等の屋外での火の使用を控えてください。また、警報の発令中は、屋外での火の使用は禁止です。

※市町村の条例により異なります。

## たき火をするときは、最寄りの消防署等への事前の届出が必要です。

炎があがり火の粉が出るような、火の取扱いをしようとするときは、まずは市町村(消防本部)に確認してください。



枯れ草焼きの例

グリス  
フィルター

吸込み口

チェック!

あなたのお店の

# 厨房排気設備は 大丈夫?



飲食店火災が増えていきます!

ダクト火災になると消火するのは困難です

ダクト内部の清掃不足は  
ダクト火災につながります!

ガスコンロ等の  
厨房設備

チェック!

グリスフィルターを付けていても  
ダクトの中には油汚れが溜まります

## 火災予防条例(例)

(第3条の4)

(昭和36年11月22日付け自消申予発第73号)

三 天蓋、グリス除去装置及び火炎伝送防止装置は、容易に清掃ができる構造とすること。

四 天蓋及び天蓋と接続する排気ダクト内の油脂等の清掃を行い、火災予防上支障のないように維持管理すること。

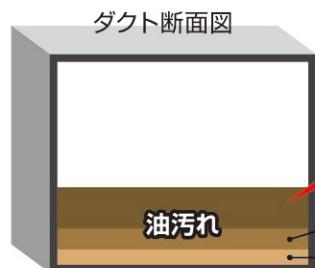
一般社団法人  
日本空調システムクリーニング協会FDMA  
住民とともに

総務省消防庁

Fire and Disaster Management Agency

## 清掃実施の判断基準

ダクトに油汚れが付着すると油の厚み0.2mmで防火機能を担うダンパーの作動に支障をきたす可能性があります。さらに付着した油の厚み0.4mmの状態で火炎が到達した場合に火災になった事例があります。清掃は0.1mmを推奨しています。



## グリスフィルターを外して清掃時期を自己チェック!

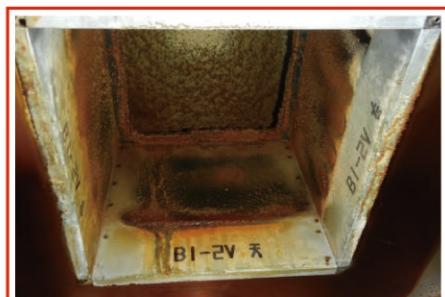
### フード上部の吸込み口付近のダクト内部



0.1mm 清掃推奨



0.2mm 注意



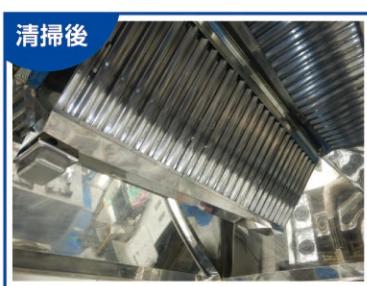
0.4mm ! 火災の危険!

### フード内 グリスフィルター



清掃前

### 清掃後



### 排気ダクト内部



清掃前

### 清掃後



※吸い込み口の風速が弱いとダクトが冷却されず温度が上がってしまい火災になりやすいとのデータがあります。各吸い込み口の風速は設計風量を下回らないようにご注意ください。

## 「厨房排気設備診断士」 資格制度

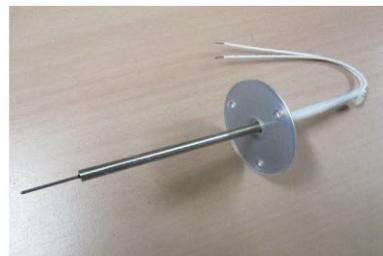


汚染診断及び清掃提案ができる専門的な知識と技術を兼ね備えています。是非ご相談ください。  
※日本空調システムクリーニング協会でご紹介できます。

## フード等用簡易自動消火装置のメンテナンス



油汚れで固着すると正常な作動の妨げになります。こまめな清掃と点検をしましょう。



自動消火装置のセンサーは清掃が適さないため劣化汚染状況を点検して必要により交換しましょう。



一般社団法人  
日本空調システムクリーニング協会

〒105-0004 東京都港区新橋1-12-9 新橋プレイス7階

TEL : 03-6274-6064 (受付時間 9:00~17:30)

FAX : 03-6274-6065 E-mail : info@jadca.jp

URL : <https://www.jadca.jp/>



ご連絡はこちらまで

# リチウムイオン電池総合対策の背景

- リチウムイオン電池は小型で軽量、エネルギー効率が高く、経済性に優れていることから、様々な身の回りの製品に普及している※一方、強い衝撃や高温環境に弱く、それらが理由で発火に至ることがあり、火災事故が頻発している。  
※スマートフォン、モバイルバッテリー、携帯用扇風機、ワイヤレスイヤホン、ノートPC、スマートウォッチ、電動アシスト自転車、コードレス掃除機など
- 特定国に依存している重要鉱物資源（リチウム、コバルト、ニッケル）が含まれており、経済安全保障・産業競争力強化の観点から、これらの回収・再資源化の促進も重要である。
- 関係省庁で、取組を共有し、総合的な対策を一体となって取り組むことで、リチウムイオン電池の使用及び廃棄時の火災を防止し、重要鉱物資源の回収・再資源化を推進する。

## 連絡会議の構成

- 構成：消費者庁、総務省消防庁、経済産業省、国土交通省、環境省の担当課長

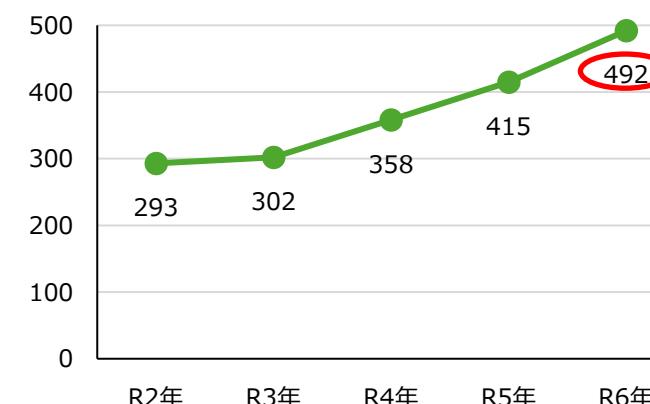
※下線は合同事務局

## モバイルバッテリーの発火（再現実験）



出典：NITE

使用中の事故発生件数は年々増加傾向  
(R6年度 492件)



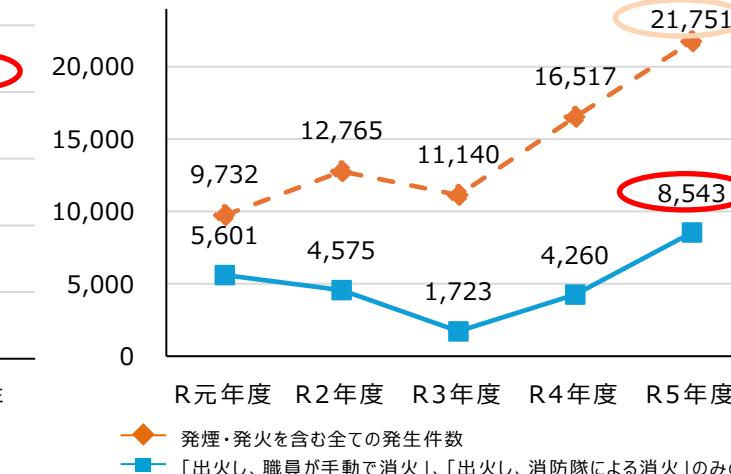
出典：NITE News Release  
「『夏バテ』にご用心～リチウムイオン電池搭載製品」の火災事故を防ぐ3つのポイント～」(2025年6月26日)から作成

## 廃棄物処理施設における火災



出典：高俊興業株式会社

廃棄物処理施設における火災事故も増加傾向  
(R5年度 8,543件 (発煙・発火21,751件))

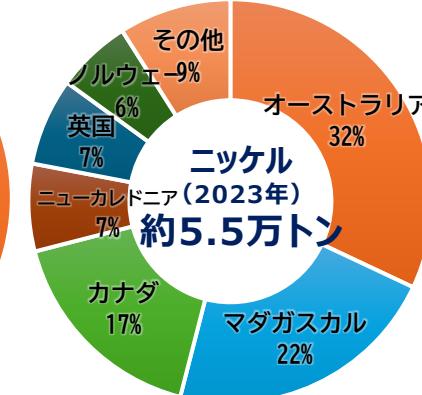
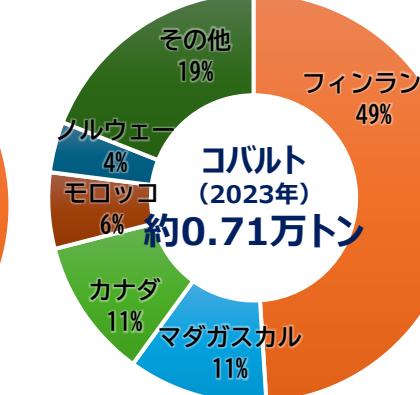
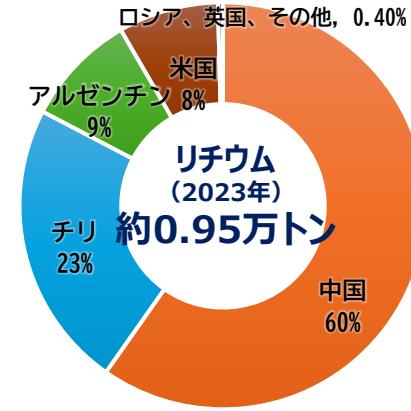


## 開催状況 ※資料・議事概要を公開

- 令和7年10月31日 連絡会議（第1回）
- 令和7年12月22日 連絡会議（第2回）  
・「リチウムイオン電池総合対策パッケージ」の取りまとめ

※以降、火災事故の発生状況や総合対策パッケージの取組状況等で必要に応じ開催

リチウムイオン電池に含まれるリチウム・コバルト・ニッケルは、蓄電池以外にも幅広く使用されているが、輸入は特定の国に依存している



<主な用途>  
携帯電話、ノートパソコン、EV等に使用されるリチウムイオン電池

出典：財務省貿易統計から作成

リチウム：炭酸、水酸化リチウムの合計、コバルト：マット・塊、酸化物・水酸化物の合計、ニッケル：地金、フェロニッケルの合計

ステンレス鋼、耐熱性鋼、ニッケル水素電池及びリチウムイオン電池

EVのバッテリーやノートパソコン等のモバイル電源であるリチウムイオン電池

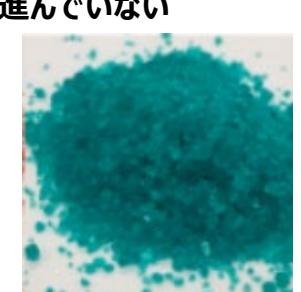
リチウムイオン電池は現状十分に回収されておらず、回収されたものについても国内で再資源化が進んでいない



リチウム



コバルト



ニッケル

出典：JX金属セキュリティソリューションズ株式会社 ホームページより

# リチウムイオン電池総合対策パッケージ

令和7年12月22日リチウムイオン電池総合対策関係省庁連絡会議  
(消費者庁、総務省消防庁、経済産業省、国土交通省、環境省)

リチウムイオン電池起因の重大火災事故ゼロを目指すとともに、国内に十分なリサイクル体制を構築する(2030年まで)

※下線・太字は新たな取組

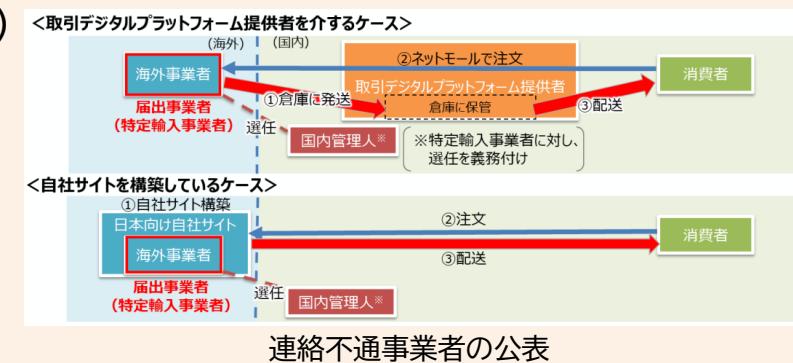
## ①国民・事業者への周知啓発

- 多様な媒体や多言語(英語、中国語等)を活用した政府全体ワンボイスでの情報発信
- 情報を一元化するポータルサイトの設置
- リチウムイオン電池による火災防止強化キャンペーン等の実施



## ②製造・輸入・販売時の対策

- 電気用品安全法の基準明確化による安全規格の徹底(経産)
- 連絡不通事業者の公表(経産)
- ネットバトロール事業による違法製品監視強化(経産)
- NITE※による発火原因究明の体制強化(経産) ※製品評価技術基盤機構
- 資源有効利用促進法に基づくリチウムイオン電池のリサイクルマーク等の表示(経産)



PSEマーク

## ③使用時の対策

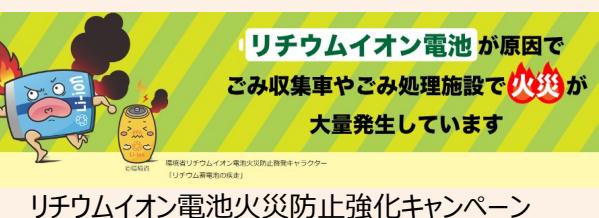
- 若者、高齢者等への効果的な発信など使用時の注意点の周知啓発強化(消費、消防、経産、環境)
- リコール情報の周知強化(消費、経産)
- 公共交通機関における持ち込みルールの徹底及び留意事項の周知(国交)
- リチウムイオン電池火災に関する調査・関係機関との連携(消防、経産)
- リチウムイオン電池に対するより効果的な消火方法に関する検討(消防)



製品の火災調査

## ④廃棄時の対策

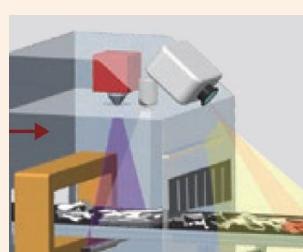
- 資源有効利用促進法に基づく製造事業者等が実施すべき指定再資源化製品の自主回収・再資源化の促進(経産、環境)
- 他の廃棄物への混入を防止するための廃棄物処理法に基づく制度的対応(環境)
- 地方公共団体における利便性の高い分別回収体制の実証等を通じた構築支援(環境)
- 膨張・変形したリチウムイオン電池の適正処理の方針策定(環境)
- 消費者・国民に向けた分別廃棄の周知強化(環境、消費)



リチウムイオン電池火災防止強化キャンペーン

## ⑤処理・再利用の対策

- 廃棄物処理施設への高度選別機・検知設備の導入支援(環境)
- 広域処理のための回収拠点拡大・収集体制の構築支援(環境)
- 不適正なスクラップヤード事業者への規制等公正な競争環境の整備や再資源化に係る技術開発及び設備導入支援(環境)
- リチウムイオン電池からリチウム等重要鉱物の回収・精製に向けた実証支援(経産)



AIを活用した高度選別機

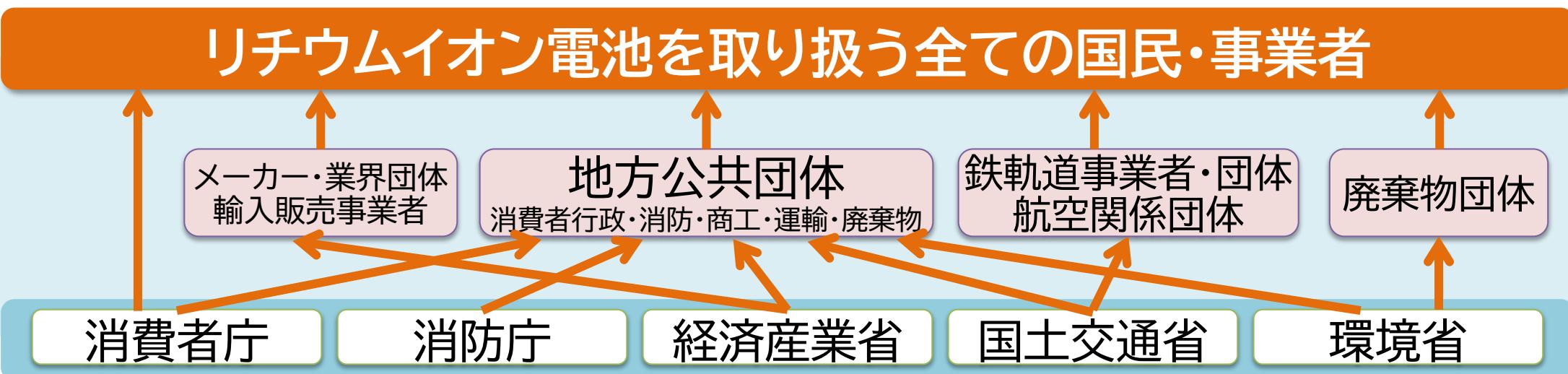


広域的収集事業スキーム

# リチウムイオン電池の取り扱いに関するワンボイスでの呼びかけ

□国民・事業者に対する啓発として、関係省庁で連携し、ワンボイスでの呼びかけを実施する。

＜呼びかけのイメージ＞



＜ワンボイスでの呼びかけ＞

## リチウムイオン電池の「3つのC」

賢く選ぶ

Cool choice

- ① 購入前に、販売事業者の連絡先や製品情報、リコール情報を確認する
- ② PSEマークやリサイクルマークが表示されているか確認する
- ③ 非純正品については取り付けようとしている製品のホームページに注意喚起が掲載されていないか確認する
- ④ 購入時に廃棄の方法を確認する



丁寧に使う

Careful use

- ① 強い衝撃や圧力を加えない
- ② 高温になる場所では使用・保管しない
- ③ 安全な場所で、目の届くところで充電する
- ④ 異常を感じたら使用を中止する
- ⑤ 発火した時はまず安全を確保し、消火器や大量の水で消火する
- ⑥ リコール情報を確認する
- ⑦ 公共交通機関では、持ち込みルールを守るとともに、留意事項を確認する



正しく捨てる  
そして資源循環

Correct disposal with better recycling

- ① リチウムイオン電池使用の有無を確認する
- ② 廃棄する前には電池を使い切る
- ③ 廃棄方法（メーカー回収や地方公共団体の回収区分）を確認する
- ④ リサイクルされる廃棄方法を選択する



# ゆるサイと 火災・防災 再かくにん!



近年、リチウムイオン蓄電池による  
火災が増加傾向!!



その涼しさと便利さ、火の用心とセットで。



膨張・高温=危険信号

大きな地震に備えて、  
『感震ブレーカー』を設置!!

感震ブレーカーは、地震の揺れを感じると自動で電気を遮断し、通電火災を未然に防ぎます。特に、木造の家がたくさん集まっている場所など、燃え広がる危険性が高い地域では、その設置が強く推奨されています。

現在、感震ブレーカーの設置率は全国でまだ一部に留まっています。

分電盤タイプ、コンセントタイプ、簡易タイプなど、様々な種類がありますので、ご家庭に合ったタイプを選び、設置を検討しましょう。

